

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	熊本県菊池市

菊池市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 熊本県菊池市経済部農林整備課
所在地 熊本県菊池市隈府888番地
電話番号 0968-25-7222
FAX番号 0968-25-1123
メールアドレス nousei@city.kikuchi.kumamoto.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ(イノブタを含む)、カラス類、ハト類、タヌキ、ノウサギ、ニホンジカ、アライグマ、カワウ、ニホンザル、カモ類、アナグマ、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	熊本県菊池市

※イノシシ(イノブタを含む)を以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、くり、飼料用とうもろこし	45.89ha、35,962千円
カラス類	メロン、すいか、かき	1.26ha、5,145千円
ニホンジカ	くり、水稲	0.99ha、404千円
カモ類	小麦、れんこん	0.83ha、2,691千円
タヌキ	スイートコーン、飼料用とうもろこし	0.38ha、551千円
ハクビシン	なし、トマト、メロン	0.32ha、914千円
アナグマ	水稲、くり、メロン、いちご	0.31ha、2,288千円

※他に令和4年産農林作物の鳥獣被害アンケート調査によりノウサギ、アライグマ等による被害も確認している。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ 主に菊池・旭志地域の中山間部での被害が多く、春季から夏季にかけては、飼料用とうもろこし、秋季においては水稲・くり、冬季から春季にかけては、たけのこの被害があるなど年間を通して被害が発生している。</p> <p>②カラス類 主に七城・泗水地域で発生しており、メロン等の野菜の被害が多い。</p> <p>③ニホンジカ 平成22年度から本市北東部の山林において、ヒノキの剥皮被害を確認しており、近隣の市町においても同じ被害が出てきており、年に数回、目撃情報がある。また、近年、有害鳥獣捕獲隊による捕獲数も増加していることからスギ・ヒノキにおける被害が懸念される。</p> <p>④カモ類 近年になって、七城・泗水地域で麦、れんこん等の被害を確認した。</p> <p>⑤タヌキ 主に七城地域での被害が多く、スイートコーン、飼料用とうもろこしの食害を確認している。</p>
--

⑥ハクビシン

菊池地域で目撃情報があり、果樹や野菜への被害が報告されている。

⑦アナグマ

水稲、くり、飼料作物に加えて、いちご、メロンなどの野菜類への食害、ビニールハウスの破損なども報告されている。

⑧アライグマ

平成31年2月に初めて雪野地区でアライグマが捕獲され、以後1年に数頭程度が捕獲されている。特定外来生物なので早急に駆除する必要がある。

⑨ノウサギ

国有林内で植栽直後の苗上部の食害が確認されており、民有林内でも同様の被害があると思われる。

⑩カワウ

菊池川流域の本市以外の地域で鮎の被害が確認されており、今後本市でも水産業被害の発生が懸念される。

⑪ニホンザル

本市で目撃されるニホンザルの多くが、群れからはぐれた単独で行動する個体である。人的被害や農林作物等への被害が懸念されるため、目撃された場合は、早急に駆除する必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)	軽減率 (面積)	軽減率 (被害額)
イノシシ	45.89ha、35,962千円	29.83ha、23,375千円	35%	35%
カラス類	1.26ha、5,145千円	1.01ha、4,116千円	20%	20%
ニホンジカ	0.99ha、404千円	0.64ha、263千円	35%	35%
カモ類	0.83ha、2,691千円	0.66ha、2,153千円	20%	20%
タヌキ	0.38ha、551千円	0.3ha、441千円	20%	20%
ハクビシン	0.32ha、914千円	0.26ha、731千円	20%	20%
アナグマ	0.31ha、2,288千円	0.25ha、1,830千円	20%	20%
その他	0.53ha、1,318千円	0.42ha、1,054千円	20%	20%
合計	50.51ha、49,273千円	33.37ha、33,963千円	34%	31%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成17年の市町村合併以前から、旧市町村単位で有害鳥獣捕獲班が整備されており、合併後、捕獲体制を一本化し、菊池市有害鳥獣捕獲協議会を設立し、年間の有害鳥獣捕獲業務を委託してきた。捕獲手段についてはわ	捕獲従事者の職業が多種多様であり、休日等でなければ捕獲従事者が揃わない班もあるなど、被害発生から捕獲を実施するまで、時間を要する場合がある。また、燃料費、弾代の高騰により、捕獲従事者の費用負担が過大しており、

	なを用いた捕獲を中心に実施し、必要に応じ、銃器で捕獲を実施してきた。市単独事業で、初めて狩猟免許を取得する方に定額1万円の補助金を支給している。	費用負担軽減についても課題となっている。
防護柵の設置に関する取組	市単独事業で、侵入防止柵を設置する方に事業費の1/3(個人)又は1/2(団体)の補助金を支給している。※上限5万円 森林環境保全事業を活用し、菊池森林組合等が事業主体となりシカ被害防止ネットの設置を行っている。	侵入防止柵を設置した場合、草刈をする必要があるなど管理が行き届かなければ効果が半減するが、設置後の管理は不要と思われる方が多いと思われるため、その設備の適切な管理の周知徹底が課題となっている。
生息環境管理その他の取組	防護柵設置と併せて、周辺農地の草刈りの実施、放任果樹の除去について説明するなど生息環境の整備に関する取組を行っている。	取組の対象範囲が、柵設置関係者など限定的であるため、今後は全市的に広く啓発を行っていく必要がある。

(5) 今後の取組方針

本市における令和4年度の有害鳥獣による被害額は、49,273千円で、被害面積が50.51haとなった。

主な被害として、イノシシによる水稲、くり、飼料用とうもろこし、たけこの被害、カラスによるメロンやすいかの被害、タヌキ、アナグマ、カモ類による穀物・野菜の被害が挙げられる。

本市では、本計画を策定するにあたり、被害面積の軽減目標を令和4度より34%減の33.37haとし、被害額の軽減目標を令和4年度より31%減の33,963千円とする。

これまで本市では菊池市有害鳥獣捕獲協議会に有害鳥獣の捕獲業務を委託し、捕獲を中心とし有害鳥獣の個体数調整による被害防止対策を図ってきた。

しかし、より一層の被害の軽減を図るため、捕獲と併せ、平成20年度から市の単独補助による鳥獣害防止対策事業(防止柵等の経費に対する補助)を実施し、イノシシ等の有害鳥獣の侵入防止対策を図っている。

鳥獣による農林業の被害が増加していることから、今後も、引き続き侵入防止柵設置を推進するとともに、設置後の管理を指導する。

その他にも、狩猟免許を持たない農業者にロケット花火を無償で配布し、鳥類からの被害防止を図る。

※今後の計画

①「鳥獣の捕獲」、「柵の設置による侵入防止」及び「生息環境整備」の鳥獣対策の3本柱を徹底した被害防止対策を講じる。

- ②関係機関と連携して、広域的な有害鳥獣の生息状況調査を進める。
- ③広報や講演会等により、市民に対して地域ぐるみで行う被害防止対策の周知徹底を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

菊池市有害鳥獣捕獲協議会に年間の有害鳥獣捕獲業務を委託し、農林業者等からの被害報告を受けて被害調査を実施し、捕獲が必要と認められる場合は市より有害鳥獣捕獲許可を受け捕獲を実施し、有害鳥獣の個体数調整に努める。また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用にも努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ、カラス類 ハト類、タヌキ、ノウサギ、ニホンジカ、アライグマ、カワウ、カモ類、アナグマ、ハクビシン	菊池市有害鳥獣捕獲協議会に対し、年間を通じ捕獲業務を委託し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。DX機器を導入し、隊員のわなの見回りの労力の低減と捕獲の効率化を図る。イノシシ及びニホンジカ捕獲の重点期間と位置づけ、報償金の予算を大幅に増額した捕獲強化計画により更なる個体数の削減を図る。
6	イノシシ、カラス類 ハト類、タヌキ、ノウサギ、ニホンジカ、アライグマ、カワウ、カモ類、アナグマ、ハクビシン	菊池市有害鳥獣捕獲協議会に対し、年間を通じ捕獲業務を委託し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。捕獲のDX化により隊員のわなの見回りの労力の低減と捕獲の効率化を図る。イノシシ及びニホンジカ捕獲の重点期間と位置づけ、報償金の予算を大幅に増額した捕獲強化計画により更なる個体数の削減を図る。
7	イノシシ、カラス類 ハト類、タヌキ、ノウサギ、ニホンジカ、アライグマ、カワウ、カモ類、アナグマ、ハクビシン	菊池市有害鳥獣捕獲協議会に対し、年間を通じ捕獲業務を委託し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。DX化により隊員のわなの見回りの労力の低減と捕獲の効率化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲計画は第二種特定鳥獣管理計画に基づいて捕獲数等の設定を行う。

① イノシシ

捕獲実績 令和元年度566頭、2年度786頭、3年度794頭

本市の農林作物の被害の大半を占めており、平成25年度以降、捕獲数は増加している。このようなことから、過去の被害状況を踏まえ、連続して被害が発

生している地域においては予察捕獲を実施し、新たに被害が発生した場合においては必要に応じて対処での捕獲を行う。また、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農林産物被害を抑えるため、令和5年度から6年度の2年間をイノシシ捕獲の重点期間と位置づけ、予算を大幅に増額して、報償金単価を時期により増減する捕獲強化計画により更なる個体数の削減を図る。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を3,000頭とする。

②カラス類

捕獲実績 令和元年度273羽、2年度296羽、3年度213羽

野菜等への被害が確認されており、継続して捕獲を行っていく。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を900羽とする。

③ニホンジカ

捕獲実績 令和元年度60頭、2年度79頭、3年度155頭

本市及び近隣市町において、ニホンジカによる樹木への剥皮被害が見受けられるようになってきた。また、年間捕獲頭数も急激に増加しており、今後本市の農林業へ深刻な被害を与えることが懸念される。県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき、地域内の生息密度を0頭/m²とするため、イノシシと同様に令和5年度から6年度の2年間をニホンジカ捕獲の重点期間と位置づけ、予算を大幅に増額して、報償金単価を時期により増減する捕獲強化計画により更なる個体数の削減を図る。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を600頭とする。

④カモ類

本市での捕獲実績はないが、れんこんや小麦の被害を新たに確認したため、被害の拡大が起こる前に捕獲を実施する。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を90羽とする。

⑤タヌキ

野菜（根菜類）への被害があり、近年では民家付近でも目撃されており、畜舎等への侵入により衛生面においても問題が出てきている。

これまでの捕獲の実績は無いものの、生息数が増加しているという情報もあるため、目撃情報を基に捕獲を実施する。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を15頭とする。

⑥ハクビシン

本市での捕獲実績はないが、新たに農作物の被害を確認したため捕獲を実施する。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を3頭とする。

⑦アナグマ

本市での捕獲実績はないが、あらたに農作物への被害が確認できたため捕獲を実施する。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を60頭とする。

⑧ハト類

捕獲実績 令和元年度150羽、2年度92羽、3年度72羽

農林作物の食害、糞害の被害が発生している地域において予察捕獲を実施する。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を600羽とする。

⑨ノウサギ

国有林内の植栽後間もない苗の上部を食べる被害の報告を受けている。民有林では被害報告を受けていないが、同様の被害が発生していると推測されるため、過去の被害状況を踏まえ、わなによる捕獲を実施する。

令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を60頭とする。

⑩アライグマ

本市の果樹園で目撃情報があったため、特定外来生物なので、早急な捕獲が必要となる。繁殖の拡大が起こる前に目撃情報などを基に早期に箱わなでの捕獲に努める。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を15頭とする。

⑪カワウ

菊池川で、アユ等の食害が確認されており、被害の拡大が起こる前に漁協と連携し捕獲に努める。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を90羽とする。

⑫ニホンザル

本市の山間部で、目撃情報があるため、人身被害等が起こる前に早期に駆除をする必要がある。令和5年度から令和7年度3カ年間の総計画捕獲数を6頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
カラス類	300羽	300羽	300羽
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
カモ類	30羽	30羽	30羽
タヌキ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	1頭	1頭	1頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
ハト類	200羽	200羽	200羽
ノウサギ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カワウ	30羽	30羽	30羽
ニホンザル	2頭	2頭	2頭

捕獲等の取組内容

令和5年度から2年間でイノシシ及びニホンジカの捕獲の重点期間と位置づけ、効率的に捕獲できる3月から6月までの捕獲強化期間の報奨金単価を増額するなど予算を大幅に増額した捕獲強化計画により、個体数削減の強化を図る。

また、令和5年度に長距離無線式捕獲通知機器の購入によりDX化し、わなの見回りの労力軽減と捕獲の効率化を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃と比較して、より正確に鳥獣を狙うことができ、射程距離も長いことから遠方の鳥獣を捕獲するなど状況に応じてライフル銃を使用する必要がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
菊池市	ニホンジカ ハクビシン アナグマ アライグマ カワウ ニホンザル

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、 ニホンジカ	電気柵 50,000m	電気柵 50,000m	電気柵 50,000m
	1,400ha	1,400ha	1,400ha
	金網柵 150,000m	金網柵 150,000m	金網柵 150,000m
	1,400ha	1,400ha	1,400ha

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンジカ	市単独事業で、侵入防止柵を設置する方に事業費の1/3(個人)又は1/2(団体)の補助金を支給する。
6	イノシシ ニホンジカ	市単独事業で、侵入防止柵を設置する方に事業費の1/3(個人)又は1/2(団体)の補助金を支給する。
7	イノシシ ニホンジカ	市単独事業で、侵入防止柵を設置する方に事業費の1/3(個人)又は1/2(団体)の補助金を支給する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ カラス類 ニホンジカ カモ類 タヌキ ハクビシン アナグマ ハト類 ノウサギ アライグマ アナグマ カワウ ニホンザル	広報や講演会等により「えづけSTOP!対策」の市民への周知を徹底し、被害防止に関する知識の普及を図る。 また、中山間地直接支払い制度の活用や農業委員会との連携により遊休農地の解消、緩衝帯の設置等の生息環境の管理を推進する。

6	イノシシ カラス類 ニホンジカ カモ類 タヌキ ハクビシン アナグマ ハト類 ノウサギ アライグマ アナグマ カワウ ニホンザル	同上
7	イノシシ カラス類 ニホンジカ カモ類 タヌキ ハクビシン アナグマ ハト類 ノウサギ アライグマ アナグマ カワウ ニホンザル	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
菊池市有害鳥獣捕獲隊	捕獲、追い払い
熊本県県北広域本部農林部	情報収集、有害鳥獣捕獲許可
猟友会菊池支部	捕獲
菊池警察署	住民避難誘導
菊池市農林整備課	関係機関への連絡、住民避難誘導 有害鳥獣捕獲許可

(2) 緊急時の連絡体制

菊池市農林整備課が各関係機関に連絡する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに埋設するなど適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

先進地の減容化施設の取組を調査する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	菊池市有害鳥獣捕獲協議会
--------------	--------------

構成機関の名称	役割
菊池市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣捕獲の実施（銃器・わな）
猟友会菊池支部	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲業務実施に係るオブザーバー
熊本県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲業務実施に係るオブザーバー
菊池市経済部 ・ 経済部長 ・ 農林整備課 ・ 農政課	事務を担当し、関係機関への連絡調整 鳥獣関連の情報提供 農林業被害の実態把握 情報の共有化、広報活動

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本森林管理署	国有林野の被害情報の提供及び協力
菊池森林組合	山林所有者の植栽被害の情報提供及び協力
菊池地域農業協同組合	被害発生場所、規模等の情報提供及び協力
熊本県農業共済組合菊池支所	被害発生場所、被害額の情報提供及び協力
熊本県県北広域本部農林部	アドバイザーとして有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供、その他必要な支援を行う。
菊池川漁業協同組合	菊池川流域の被害情報の提供及び協力
菊池市農業委員会	農地所有者への指導情報の共有化

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

①体制 隊長1名、班長7名、他43名
②活動内容 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市が定める被害防止計画の対象となっているものの捕獲に関すること。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本市の山間部を中心として捕獲従事者の高齢化が進んでおり、今後、捕獲従事者の減少が懸念される。そのため捕獲従事者の人材確保に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画に記載しているもののほか、その他必要な事項については、各関係機関と連携し、農林業被害の低減に努め、農林業作物等の安定生産及び農林業所得の向上を図る。
